

議題	資料	意見・質問	質問者	市回答
大規模災害発生時における福祉子ども避難所の設置について	資料1 福祉子ども避難所	福祉子ども避難所の避難訓練の際には、支援学校近隣の住民の皆さんや、その地区の自治協議会や老人会、民生・児童委員等の方々、校区内PTAの皆さん、さらには交番勤務の警察官や消防、救急隊員の方々なども交えて訓練を行うことを、ぜひ検討して頂きたい。なぜ、指定避難所ではなくて、支援学校を福祉子ども避難所にしなくてはならないのかを、近くに暮らす多くの地域の方々に実感してもらえると同時に、自治会や民生委員の方々に、地域内に支援が必要な当事者や家族がいることを直接伝えるのにもよい機会になると思われます。また、災害時が夜間だった場合や、親子が離れている場合など、いろいろなケースを想定した訓練も、随時実施して頂きたいと願います。	松村委員	<p>各特別支援学校の施設内への当該避難所設置の検討を進める中で、各校のPTAの皆さん並びに自治協議会や消防・警察も参加される学校運営協議会に出席し、当該避難所について説明を行ってまいりましたが、協定締結に際し、更なる制度の周知を行う必要があると考えております。</p> <p>ご意見としていただきました「訓練にその地区の自治協議会や老人会、民生・児童委員等の方々、校区内PTAの皆さん、さらには交番勤務の警察官や消防、救急隊員の方々なども交えて訓練を行うことを、ぜひ検討して頂きたい。」や「災害時が夜間だった場合や親子が離れている場合など、いろいろなケースを想定した訓練も、随時実施して頂きたい。」につきましては、今後検討させていただきますが、まずは、各学校や団体の皆様方と連携した避難訓練及び避難所の適切な開設運営の訓練を、協定締結する全校で行って参りたいと考えております。</p>
熊本市障がい者生活プランの策定について	資料7 障がい者プラン (素案)	感想：第1編の総論から第2編の分野別施策にわたり、国及び熊本県策定の各計画との整合をはかりつつ、具体的かつ体系的にまとめられた素案であると思う。しかし、2019年度から2023年度までの5年間「プラン」としてその中で、どうPDCAを回していくのか、それぞれの目標の主体を明確にし、PDCAの特に「C」「A」の部分、「評価」や「成果」を新たな「P」にどのようにつなげていくのか、丁寧な「検証」を期待したい。熊本市の担当課である障がい保健福祉課はもちろんのこと、関係部局や部署等、熊本市行政全体でプランの趣旨と内容を理解し取り組むと同時に、熊本市民がこのプランに積極的にかかわっていくことが大切であろう。特に第2編の基本目標Ⅰでは「障がいの理解促進と権利擁護」が掲げられており、市民にわかりやすい本プランや関与(参画)方法を周知していくことが障がいのある人だけではなく、市民のだれもが「安心して暮らせる」社会体制の整備(基本目標Ⅲ)につながっていくのだと思う。	勝本委員	<p>障がい者プランの進捗管理については、関係部署の取組みも含めて毎年検証を行うことで事業の成果や課題を把握し、その後の事業実施に生かしていきたいと考えています。また、計画期間内であっても、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しや改善を行う予定です。</p> <p>障がいのある方の生活を支える施策の実施にあたっては、行政全体で多方面から関わっていくことが大事であることから、委員のご意見のとおり、本プランの趣旨と内容を周知し、全庁的に施策に取り組んでいきます。</p> <p>新プランでは「自立と共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、障がいのある方が地域社会の構成員として安心して暮らしていけるような施策を実施することとしております。また、「安心して暮らせる」社会の実現に向け、市民への周知にも力を入れていきます。</p>

熊本市障がい者生活プランの策定について	資料7 障がい者プラン(素案) P2	6行目「本市においては・・・変化していきます」の一文は何度読んでも主語述語が分かりにくく文意がすんなり入ってこない。主語「本市においては」述語「経験した」「受け」まではわかるが、その後の「今後も・・・変化していきます」に結びつかない。	勝本委員	「本市においては・・・受け、障がいのある人を取り巻く環境の変化に適切に対応した施策の充実に取り組んでいかなければなりません。」に修正します。
その他	11月26日付の毎日新聞に、35道府県の正職員採用試験の障がい者枠について、「精神・知的」障がい者が排除されているとの記事が掲載されています。毎日新聞は47都道府県を調べたとのことで、熊本県も身体枠のみとのことのようにです。熊本市では、正職員の採用ではどうなっているのでしょうか。	松村委員	障がいのある方の雇用に当たっては、障がいの特性を踏まえた業務内容の整理や職場環境の整備が必要であるところであり、このような検討を行なった結果、現時点では身体障がいのある方を本市の選考試験の対象としているところです(H30採用4名、H31予定5名)。 精神障がい、知的障がいのある方の採用については、障がいの特性を踏まえた担当業務の整理や職場環境の整備などの課題について、実施に向けた検討をすすめています。	
その他	65歳を迎える生活介護利用者の就労活動の継続条件について生活介護は活動内容の幅がある事業であり、入浴サービスや創作活動といった活動ばかりでなく、作業活動が行われている事業所も多い。更に、就労B型と同様に活動を作業に特化し、工賃を支給している事業所もある。これは、就労B型の人員配置では支援が行き届かないことに由来すると考えられる。 市ガイドラインには生活介護について、「介護保険を優先して適用し、原則として介護給付費等の支給は行わない」とあるが、これは「原則」を示したものとされる。市が準じている国通知にも、「サービス内容や機能から障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は保険給付が優先」とされており、少なくとも作業活動を行い工賃を受給するサービスに相当する介護保険サービスは存在しないことを踏まえると、このような生活介護を利用する場合は65歳以降の継続は否とはならないと捉えられる。 また仮に、生活介護にて就労活動に日々従事して工賃を得ている方について、65歳到達を理由にその継続を不可とすることとなれば、就労し工賃を得る活動について障害の軽重で可否を断じる行為ともなって人権上の問題も孕むため、このことを以てしても生活介護の継続は為されているものと想定できる。 これらを踏まえた中で、65歳以上の継続条件として「工賃支給を伴う場合」としている自治体もある中において熊本市の場合も同様なのか、あるいは工賃受給額等に一定の条件が付されるのかを確認したい。	山田委員	熊本市において、生活介護の対象像として常時介護を要し、入浴・排泄・食事等の日常生活の援助を受けられる場と想定しており生活介護(通所)については、原則として介護保険優先のサービスと取り扱っております。生産活動については就労継続B型の利用を想定しており、65歳以上の生活介護の継続条件として「工賃支給を伴う場合」とはしておりません。また、工賃受給額等についても、特段の条件等は付していません。 熊本市でも昨年度から、就労継続B型の申請年齢制限をなくしたところですが、サービス提供事業所からは高齢による介護負担が過剰になり職員に負担が大きいところも危惧される等のご意見もいただいているところです。 今後、高齢障がいが増えることが見込まれ、同様のケースの相談も増加すると予想されます。また、ご指摘のとおり「65歳以上の継続条件として『工賃支給を伴う場合』としている自治体もある中」ということですので、この件については今後、他市町村の動向等を注視し、適宜情報収集をしながら、今後の運用については検討して参ります。	